

霧島山の規制図

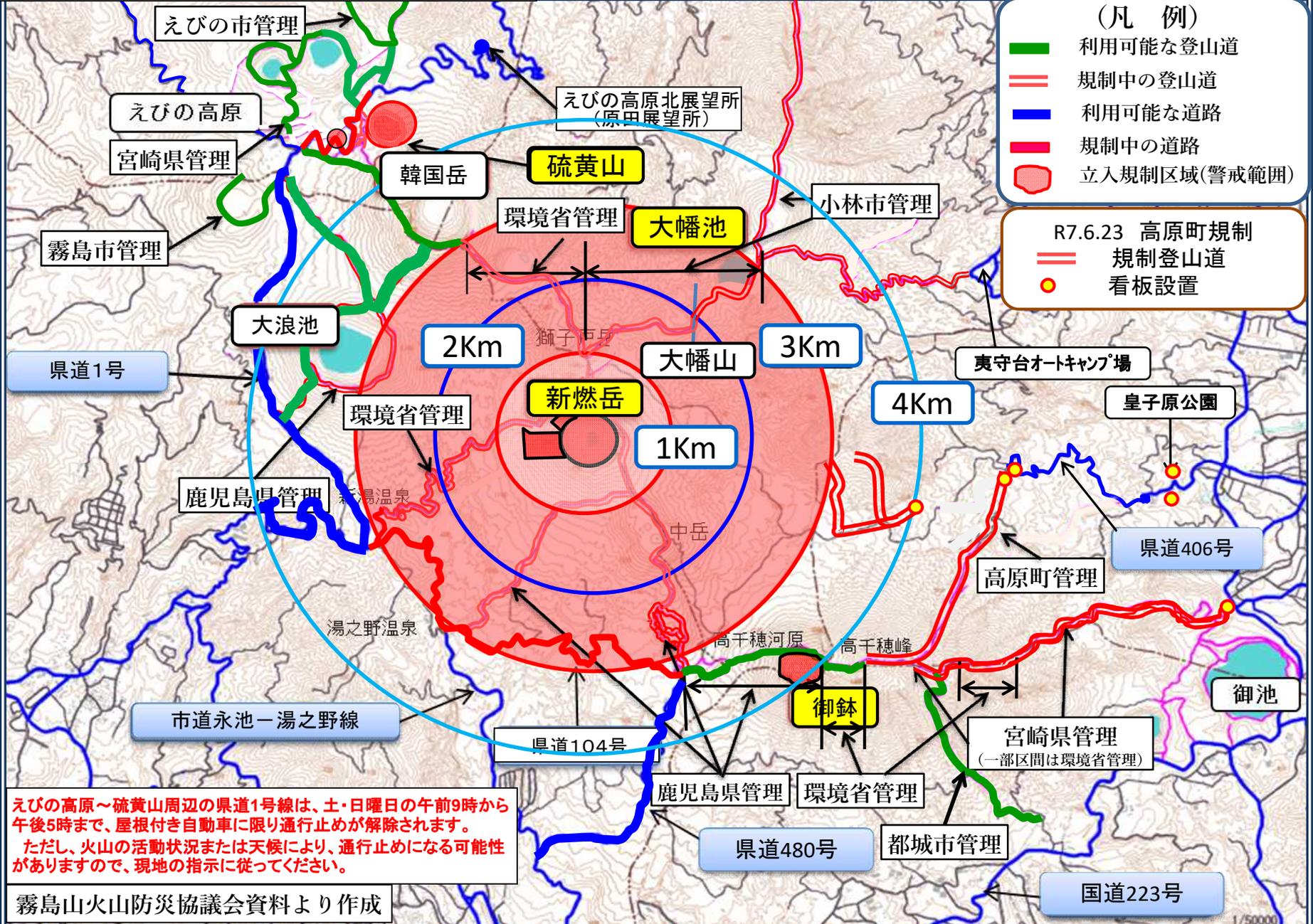
令和4年8月19日作成、令和7年6月23日更新

【新燃岳】噴火警戒レベル3 (警戒範囲概ね3km)
 【硫黄山】噴火警戒レベル1 (火口内等立入禁止)
 【御鉢】噴火警戒レベル1 (火口内立入禁止)

- (凡例)
- 利用可能な登山道
 - 規制中の登山道
 - 利用可能な道路
 - 規制中の道路
 - 立入規制区域(警戒範囲)

R7.6.23 高原町規制

- 規制登山道
- 看板設置



えびの高原～硫黄山周辺の県道1号線は、土・日曜日の午前9時から午後5時まで、屋根付き自動車に限り通行止めが解除されます。
 ただし、火山の活動状況または天候により、通行止めになる可能性がありますので、現地の指示に従ってください。

霧島山火山防災協議会資料より作成